



法制審議会民法(成年後見等関係)部会における 議論の状況

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 野村 真美

1. はじめに

令和6年4月から、法制審議会民法(成年後見等関係)部会(以下「部会」という。)において、成年後見制度の見直しが議論されている。

この部会には、日本司法書士会連合会からは小澤会長が「委員」として、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下「当法人」という。)からは私が「幹事」としてそれぞれ出席している。「委員」と「幹事」との違いは「委員」には評決権があるが、「幹事」に評決権はないという点にあるが、会議における発言権という点において違いはない。法制審議会に司法書士が2名出席するのは歴史上初めてのことである。これは、成年後見の分野において、司法書士が地道に活動してきたことが評価されたからではないだろうか。

本稿執筆時点(令和6年10月初旬)において、部会は第8回会議まで終了している。法定後見制度に関する一読目の議論が終わり、任意後見制度に関する議論の途中まで進んでおり、参考人からのヒアリングが3回実施された。これまでの経緯、議論の状況について簡単に振り返ってみたい。

2. 経緯

令和4年6月、商事法務研究会「成年後見制度の在り方に関する研究会」(以下「研究会」という。)において成年後見制度の見直しについての議論が開始された。この議論は、第二期成年後見制度利用促進基本計画や国連障害者権利委員会における指摘を背景としている。

研究会において議論が重ねられ、令和6年2月に研究会報告書が取りまとめられた。同月、法務大臣から法制審議会に対して成年後見制度の見直しについて諮問がされ、部会が設置された。

部会では、研究会における議論を踏まえて議論が進められているが、研究会での主な論点は以下のとおりである。

① 法定後見制度における開始、終了等に関するルールの在り方

利用動機の課題(例えば、遺産分割)が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができないという課題について、一定の期間制(有期制)や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みが検討された。

② 法定後見制度における取消権、代理権に関するルールの在り方

成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合があるという課題について、本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みが検討された。

③ 法定後見制度における成年後見人、保佐人及び補助人(以下「成年後見人等」という。)の交代に関するルールの在り方

本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができないという課題について、本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みが検討された。

④ 任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策

本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、任意後見契約の効力が生じないという課題について、任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しが検討された。

研究会では、以上の4つの論点のほかにも「法定後見制度における類型の見直し」など、多岐にわたる論点が取り上げられている。

部会においても、研究会で検討された論点について議論が進められている。

3. 部会における議論の状況

(1) 第1回会議（令和6年4月9日開催）

主として成年後見制度の理念や現状の課題、部会における検討事項等について議論が交わされた。

(2) 第2回会議（令和6年5月21日開催）

法定後見の開始に関しての考慮要素として、①本人の判断能力の程度、②法定後見による保護が必要であること（必要性）、他の制度による支援の存在（補充性）、③本人の同意等について議論が交わされた。

①については、開始要件として医学的な見地から判断される本人の判断能力の不十分さの考慮が必要という点では意見は一致したが、その位置付けについては意見が分かれた。②については、「必要性」については多くの委員・幹事の共感があったが、「補充性」についてはまだ論議が熟していない状況である。③については、本人の同意の必要性については多くの委員・幹事の共感があったが、意思表示としての同意の対象や、本人の同意が確認できない場合の本人の保護の要件については今後さらに議論が必要といえる。

(3) 第3回会議（令和6年6月11日開催）

①法定後見の開始の効果としての取消権と代理権、②法定後見の終了に際しての考慮要素、③期間の設定等について、議論が交わされた。

①については、成年後見人等の取消権を全面的に否定する議論はなかったが、取消権行使の要件、本人の了解が得られないまま取消権が行使された場合の効果、同意の対象については、今後さらに議論を深める必要がある。代理権付与に際しては、本人の意思と代理権付与の必要性を十分に考慮することが望ましいという点については、多くの委員・幹事に共通の理解が見られた。②については、本人の判断能力が不十分な状況でも、必要性が消滅すれば、法定後見は終了するという方向で今後も検討が進められる。③については、期間の設定の方法（法令に期間を定めるか、上限の期間を定めて裁判所が事案ごとに判断するか）、期間伸長・短縮の法律構成、期間の末日到来時の法律構成等の論点が整理された。

(4) 第4回会議（令和6年7月2日開催）

①成年後見人等の交代、②成年後見人等の職務及び義務、③成年後見人等の監督、④成年後見人等の報酬、⑤法定後見制度に関するその他の検討（申立権者、選任、死後事務、制限行為能力者の相手方の催告権）について議論が交わされた。

このうち、①の成年後見人等の交代については、現行法の不正行為や著しい不行跡にとどまらず、本人の心身の状態や財産の状況の変化、後見事務の状況の変化等に鑑みて、現在の成年後見

人等が任に適さないと認められる事情がある場合に、成年後見人等を交代させる制度について今後も引き続き検討することとなった。

(5) 第5回会議（令和6年7月16日開催）

成年後見制度の見直しに関して、制度を利用する立場である当事者の団体等の参考人から意見聴取がされた。

(6) 第6回会議（令和6年9月2日開催）

成年後見制度の見直しに関して、主として国連障害者権利条約並びに同障害者権利委員会が示した一般的意見第1号及び日本に対する勧告（総括所見）について、参考人から意見聴取がされた。

(7) 第7回会議（令和6年9月10日開催）

法定後見制度を前提とする他制度（意思表示の受領能力・時効の完成猶予・訴訟能力・手続上の特別代理人）及び任意後見制度に関して議論が交わされた。

このうち、任意後見制度については、適切な時機に任意後見の監督を開始するための方策として任意後見監督人の選任の申立ての義務化と申立権者の拡大、任意後見監督の在り方、任意後見制度と法定後見制度の併存、重度の身体障害者や意思疎通が困難な人が任意後見制度を利用することを認める必要性等について議論が交わされた。

(8) 第8回会議（令和6年10月8日開催）

成年後見制度の見直しに関して、本人を地域で支える自治体、中核機関及び福祉サービス提供事業者等の参考人から意見聴取がされた。

4. おわりに

以上、部会における議論の状況を紹介したが、議論の詳細な内容については、法務省のホームページに議事録が掲載されているので、そちらを参照されたい。

今後、令和9年4月の改正法施行を目指して、部会において審議が進められる予定である。

なお、部会には当法人を代表して私が「幹事」として出席し、議論に参加しているものの、部会における当法人の意見については、当法人の利用促進法対応委員会の民法等法改正小部会において検討を行っている。部会は月1回のペースで開催されているが、部会資料は開催日の1週間前に法務省から送付され、その資料に基づいて民法等法改正小部会において議論し、当法人の意見を決めていく。時間のない中で、部会への対応に協力してくれている委員一同にこの場を借りて心からの感謝の意をささげたい。

リーガルサポート会員数8,779名 / 全国司法書士会員数24,509名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2024年11月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率		L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率
札幌	40	524	8%	0	22	0%	石川県	81	192	42%	2	3	67%
函館	4	38	11%	0	6	0%	富山県	53	142	37%	1	3	33%
旭川	20	71	28%	0	2	0%	大阪	890	2,505	36%	39	163	24%
釧路	10	79	13%	0	2	0%	京都	265	589	45%	13	31	42%
宮城	115	337	34%	4	19	21%	兵庫	514	1,053	49%	10	31	32%
ふくしま	80	260	31%	0	10	0%	奈良	87	209	42%	1	6	17%
山形	68	156	44%	1	1	100%	滋賀	122	238	51%	1	14	7%
岩手	47	135	35%	4	8	50%	和歌山	14	166	8%	0	2	0%
秋田	61	115	53%	1	2	50%	広島県	233	543	43%	12	26	46%
青森	32	120	27%	1	6	17%	山口	56	218	26%	1	4	25%
東京	1,546	4,670	33%	89	361	25%	岡山県	137	370	37%	1	22	5%
神奈川県	535	1,292	41%	23	79	29%	鳥取	43	90	48%	0	3	0%
埼玉	346	976	35%	13	54	24%	しまね	12	109	11%	0	4	0%
千葉県	319	790	40%	5	44	11%	香川県	82	176	47%	0	3	0%
茨城	108	344	31%	0	5	0%	徳島	56	135	41%	0	6	0%
とちぎ	87	232	38%	2	7	29%	高知	55	112	49%	0	4	0%
群馬	114	299	38%	1	10	10%	えひめ	100	239	42%	2	9	22%
静岡	241	481	50%	20	32	63%	福岡	447	1,022	44%	5	48	10%
山梨	47	129	36%	0	3	0%	佐賀	52	119	44%	1	11	9%
ながの	128	366	35%	6	8	75%	長崎	63	149	42%	0	6	0%
新潟県	100	284	35%	8	19	42%	大分	49	173	28%	0	5	0%
愛知	389	1,302	30%	14	83	17%	熊本	148	317	47%	2	16	13%
三重	85	242	35%	1	5	20%	鹿児島	134	317	42%	2	7	29%
岐阜県	101	325	31%	3	11	27%	宮崎県	70	159	44%	2	6	33%
福井県	36	116	31%	3	5	60%	沖縄	60	235	26%	3	12	25%
合 計								8,482	23,260	36%	297	1,249	24%

* リーガルサポートの会員数は、10月10日第3回理事会の日を基準としている。